

古座川町簡易水道事業地方公営企業法適用支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和3年6月

古座川町 建設課

## 1 業務の目的

古座川町の簡易水道事業が、住民に対し必要なサービスを将来にわたり安定的に提供すべく、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、地方公営企業法を適用（以下「法適用」という。）するに当たり、固定資産調査及び評価、会計方式を公営企業会計方式へ移行するための業務支援を行うものである。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

古座川町簡易水道事業地方公営企業法適用支援業務

### (2) 業務内容

別紙1「古座川町簡易水道事業地方公営企業法適用支援業務仕様書」による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日

### (4) 選定方法

公募型プロポーザル方式

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、本町がその資格を認めたものとする。

(1) 本プロポーザルに総括業者として参加する者は、令和3年度・4年度古座川町入札参加資格者名簿に登録されている者でなければならない。

(2) 和歌山県及び古座川町の入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。また、契約の履行に係る業務の一部を第三者に請け負わせる場合にあっても同様とする。

(6) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。

(7) 過去10年以内において、同種業務又は類似業務の受託実績があること。

固定資産調査・評価業務、地方公営企業法適用移行支援業務及び例規整備業務のいずれかを再委託する際は、再委託先業者は担当する業務の受託実績がある者でなければならない。

※同種業務とは 簡易水道事業の固定資産調査・評価業務、地方公営企業法適用移行支援業務及び例規整備業務

※類似業務とは 下水道事業の固定資産調査・評価業務、地方公営企業法適用移行支援業務及び例規整備業務

(8) 本プロポーザルに総括業者として参加する者は、他業者から本業務に係る、固定資産調査・評価業務、地方公営企業法適用移行支援業務及び例規整備業務を受託することができない。

(9) 業務体制のメンバーに公認会計士を配置できること。

#### 4 見積限度額 16,280,000円（消費税及び地方消費税を含む）

見積限度額を超えて見積りを行った場合は、失格とする。

#### 5 スケジュール

内容	受付期間及び期日
公告	令和3年6月15日
参加表明書等に係る質問受付期間	令和3年6月15日～6月18日
参加表明書等に係る質問回答日	令和3年6月25日
参加表明書等の提出期限	令和3年7月 2日
参加資格審査結果通知(提案書等提出依頼)	令和3年7月 9日
提案書等に係る質問受付期間	令和3年7月12日～7月15日
提案書等に係る質問回答日	令和3年7月27日
提案書等の提出期限	令和3年8月 6日
優先交渉者の選定日	令和3年8月20日
選定結果の通知	令和3年8月26日
契約締結(予定)	令和3年9月上旬

※スケジュールについては予定であり、変更になる場合があります。

#### 6 提出書類

(1) 参加表明書等に係る提出書類

No	提出書類	提出部数	提出期限	様式等
1	参加表明書等に係る質問書	-	令和3年6月18日	様式1
2	プロポーザル参加表明書	1部	令和3年7月 2日	様式2

3	会社概要（パンフレット可）	1部	令和3年7月 2日	任意様式
4	業務担当予定事業者一覧表	1部	令和3年7月 2日	様式3

(2) 提案書等に係る提出書類

No	提出書類	提出部数	提出期限	様式等
1	提案書等に係る質問書	-	令和3年7月15日	様式4
2	提案書	正本1部 副本7部	令和3年8月 6日	任意様式
3	会社概要（パンフレット可）	7部	令和3年8月 6日	任意様式
4	見積書	正本1部	令和3年8月 6日	様式5
5	見積内訳書	正本1部	令和3年8月 6日	任意様式
6	業務実績書	正本1部 副本7部	令和3年8月 6日	任意様式
7	保有資格・認証等一覧表	正本1部 副本7部	令和3年8月 6日	任意様式
8	担当者経歴書	正本1部 副本7部	令和3年8月 6日	様式6

## 7 プロポーザル参加表明書について

- (1) 募集方法 古座川町HPにて公告する。
- (2) 書類様式 指定様式にて作成すること
- (3) 提出方法 持参または郵送にて提出すること。  
持参の場合、閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。  
持参、郵送共に提出期限内必着とし、郵送の場合は書留郵便に限る。
- (4) 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2  
古座川町役場 建設課
- (5) 提出期限 令和3年7月2日（金） 午後5時まで
- (6) 次に該当する場合は、失格とする。
  - (①及び④)に関しては、参加資格審査後に判明した場合でも失格とする)
    - ①提出書類に虚偽の記載をした場合。
    - ②指定様式を使用せずに提出した場合。
    - ③提出期限内に提出されなかった場合。
    - ④提出書類等に不備があり、本町より提出書類の追加、または再提出を求められ、これに従わない場合

(7) その他

- ①参加表明書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。
- ②提出された書類の差し替え、再提出は原則として認めない。  
※提出期限内かつ、本町がやむを得ないと認める場合を除く

8 業務担当予定事業者一覧表について

- (1) 書類様式 指定様式にて作成すること。
- (2) 提出方法 プロポーザル参加表明書とともに持参または郵送にて提出すること。  
持参の場合、閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。  
持参、郵送ともに提出期限内必着とし、郵送の場合は書留郵便に限る。
- (3) 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2  
古座川町役場 建設課
- (4) 提出期限 令和3年7月2日（金） 午後5時まで
- (5) その他
  - ①固定資産調査・評価業務、地方公営企業法適用移行支援業務及び例規整備業務のいずれかを再委託する予定がある場合、再委託予定業者を各業務の実施業者欄に記入すること。
  - ②本プロポーザルに総括業者として参加する者は、他業者から本業務に係る、固定資産調査・評価業務、地方公営企業法適用移行支援業務及び例規整備業務を受託することができない。
  - ③業務担当予定事業者一覧表に記入した業者に業務委託を行うものとし、原則として変更できないものとする。  
※本町がやむを得ないと認める場合を除く
  - ④業務担当予定事業者一覧表の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。
  - ⑤提出された書類の差し替え、再提出は原則として認めない。  
※提出期限内かつ、本町がやむを得ないと認める場合を除く

9 参加資格審査及び提案書等提出依頼の通知について

- (1) 提出されたプロポーザル参加表明書等を審査し、参加資格を有すると認められた者に対し、提案書等提出依頼を行う。
- (2) 審査結果については、提案書等提出依頼とともにFAXにて通知するので、通知を受取り後、確認用のFAXを返信すること。（様式自由）

## 1 0 質問の受付及び回答について

- (1) 書類様式 指定様式にて作成すること。
- (2) 提出方法 E-mailにて提出すること。  
(送信後、閉庁日を除く、各日午前9時～午後5時までの間に、着信を電話にて確認すること)  
E-mail本文に、会社名、担当者名、を記載すること。  
担当者アドレス (kuribayasi-001@town.kozagawa.lg.jp)
- (3) 質問内容 本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、参加資格の審査に係る質問、提案書及び見積書の審査(評価)に係る質問は受け付けないものとする。
- (4) 回答 回答に関しては、質問内容に応じて次の日程、方法で行う。
  - ① 参加表明書等に係る質問  
提出期限 令和3年6月18日(金) 午後5時まで  
回答日 令和3年6月25日(金)  
回答方法 古座川町HPに掲載
  - ② 提案書等に係る質問  
提出期限 令和3年7月15日(木) 午後5時まで  
回答日 令和3年7月27日(火)  
回答方法 提案書等提出依頼をした全ての者にE-mailにて回答する

## 1 1 提案書等について

- (1) 提案書類 別紙1「古座川町簡易水道事業地方公営企業法適用支援業務仕様書」及び別紙2「提案書等作成要領」に従い、作成すること。
- (2) 書類様式 自由様式(ただし、A4判又はA3判の折込で作成すること)  
見積書及び担当者経歴書は、指定様式にて作成すること。
- (3) 提出方法 持参又は郵送にて提出すること。  
持参の場合、閉庁日を除く、各日午前9時から午後5時までに提出すること。  
持参、郵送共に提出期限内必着とし、郵送の場合は書留郵便に限る。
- (3) 提出部数 正本1部 副本7部 合計8部(紙媒体)
- (4) 提出期限 令和3年8月6日(金) 午後5時まで(必着)
- (5) 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2  
古座川町役場 建設課

- (6) 次に該当する場合は、失格とする
- ①提出書類に、虚偽の記載をした場合。
  - ②提案書等の作成に当たって、不正行為が判明した場合
  - ③提出期限内に提出されなかった場合
  - ④提出書類等に不備があり、本町より提出書類の追加、又は再提出を求められ、これに従わない場合
- (7) その他
- ①提案書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
  - ②提出された提案書等の差し替え、再提出は認めない  
※提出期限内かつ、本町がやむを得ないと認める場合を除く
  - ③提案書等に記載した、業務担当業者及び配置予定の技術者等は原則として変更できないものとする。  
ただし、やむを得ない事情(退職等)により変更を行う必要がある場合には、同等以上の経験、技術、資格等を有する者を配置する事とし、本町の実情を踏まえて認めなければならない。
  - ④書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
  - ⑤本町が必要と認め、追加資料等の提出を依頼した場合、速やかに提出すること。
  - ⑥参加表明書を提出し、本町より提案書等提出依頼を受けた者で、提案書等を提出しない場合は辞退届を提出すること(様式自由)

## 1 2 見積書について

- (1) 書類様式 指定様式にて作成すること。
- (2) 提出日 令和3年8月6日(金) 午後5時まで(必着)
- (3) 提出部数 正本1部(紙媒体)
- (4) 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2  
古座川町役場 建設課
- (5) その他 見積書及び見積内訳書については、その他の書類とは別封筒に入れ、封印を施して提出すること

## 1 3 見積内訳書について

- (1) 書類様式 自由様式(ただし、A4判で作成すること)  
各年度の業務委託料が分かるように作成すること
- (2) 提出日 令和3年8月6日(金) 午後5時まで(必着)
- (3) 提出部数 正本1部(紙媒体)
- (4) 提出先 〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673-2

## 古座川町役場 建設課

- (5) その他 見積書及び見積内訳書については、その他の書類とは別封筒に入れ、封印を施して提出すること

### 1.4 提案書等の審査について

(1) 提出された提案書等により、本町職員で構成する審査委員会において審査を実施し、審査評価点の合計が最も高い者を優先交渉者、次点の者を次点交渉者とする。

(2) 合計点が同点で2者以上となった場合、見積金額の低い者を優先交渉者として選定し、次点交渉者の選定についても同様とする。

(3) 提案者が1者のみである場合は、(1)に示す合計点が300点以上であれば、交渉者とする。

### 1.5 評価項目

評価項目及び評価の着眼点は、別紙3「評価要領」を参照すること。

### 1.6 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉者が決定した後、速やかに参加者全員にFAXで通知するものとする。

### 1.7 契約の締結について

優先交渉者となった者と本業務の契約交渉を行う。ただし、次に示す事項のいずれかに該当する場合は、次点交渉者と契約交渉を行うものとする。

- ① プロポーザル参加要件を満たすことができなくなったとき
- ② 契約交渉が成立しないとき又は優先交渉者が交渉途中で契約締結を辞退した時
- ③ その他本町がやむを得ないと認める理由により、契約の締結が不可能となったとき

### 1.8 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の返却は行わない。
- (3) 本プロポーザル参加者は、各種審査の経緯及び結果についての異議申し立てを行うことはできない。
- (4) 本実施要領に定める要件のうち、「古座川町簡易水道事業地方公営企業法適用



支援業務仕様書」の内容と重複している場合、仕様書に記載されている内容を優先することとする。